

令和5年度 麻薬取扱者免許申請要領

宮城県保健福祉部薬務課

1 申請書類

免許申請には、免許の種類に応じて必要書類が異なるので、で確認の上、申請すること。

(1) 麻薬施用者 (手数料：宮城県収入証紙 4,500円)

- 免許申請書、診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの）
- 以下3通りのうちいづれかにより、免許証の確認がなされること。
なお、免許証の写しを添付する場合は、B4からA4に縮小コピーすること。
 - ①医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許証の写し（原本を持参すること）
 - ②各地区の麻薬防犯協会長、又は麻薬診療施設長等の「原本確認済」の記載がある免許証の写し
（例：原本確認済 令和5年○月○日 △△病院院長 仙台太郎）
 - ③各地区の麻薬防犯協会長、又は麻薬診療施設長等の「原本確認済」の記載が申請書になされているもの（記載例は②と同じ）

(2) 麻薬管理者 (手数料：宮城県収入証紙 4,500円)

- 免許申請書、診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの）
- 免許証の確認がなされること（確認方法は（1）と同じ）。

(3) 麻薬研究者 (手数料：宮城県収入証紙 4,500円)

- 免許申請書、診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの）
- 申請者の履歴書
- 研究目論見書（研究計画書）
- 麻薬研究施設設置者の研究同意書
- 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図
- 麻薬保管庫の構造概要図（寸法を記入すること）

(4) 麻薬卸売業者 (手数料：宮城県収入証紙 15,400円)

- 免許申請書、診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの、申請者が法人の場合、代表取締役及び業務を行う役員全員）
- 登記事項証明書（発行日から1ヶ月以内のもの）（申請者が法人の場合に限る）
- 組織図（業務分掌表）（申請者が法人の場合に限る）
- 医薬品販売業許可証の写し
- 業務所平面図（麻薬貯蔵設備の場所を明示すること）
- 麻薬貯蔵設備の構造概要図（平面図、断面図、警報設備、配線図等）
- 業務所付近の見取図

(5) 麻薬小売業者（手数料：宮城県収入証紙 4, 500円）

- 免許申請書、診断書、登記事項証明書、及び組織図（詳細は（4）と同じ）
- 薬局開設許可証の写し
- 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図
- 麻薬保管庫の構造概要図（寸法を記入すること）

2 各書類の作成に係る注意事項

(1) 免許申請書

- 1) 「現在所持する麻薬免許証の番号」には、継続して免許を受ける場合、現在受けている麻薬取扱者免許番号を記入すること。なお、現在所持する免許証の記載事項に変更がある場合は、すみやかに記載事項変更届を提出すること。
- 2) 「麻薬　　者免許申請書」には、免許を受けようとする麻薬取扱者の種類（施用、管理、研究、小売業又は卸売業）を空白部分に記入すること。
- 3) 「麻薬業務所」には、主として診療又は研究に従事する施設の所在地及び名称を省略せず正確に記入すること。また、前述の主たる業務所以外で、従として診療又は研究に従事する施設があれば、これも記入すること。医療機関名は医療法上の正式名称を記入すること。ただし、県外の施設は免許の対象とならないため、記入しないこと。
- 4) 「許可又は免許の番号」には、小売業者又は卸売業者にあっては医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、施用者又は管理者にあっては医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の登録番号を記入すること。
- 5) 「許可又は免許の年月日」には、小売業者又は卸売業者にあっては医薬品医療機器等法の規定による許可証の有効期間の開始日を、施用者又は管理者にあっては医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の免許年月日を記入すること。
- 6) 「申請者（法人にあっては・・・）の欠格条項」の各欄には、当該事実がない場合には「なし」と必ず記入し、ある場合には次のとおり記入すること。
 - ・「(1)」欄には、その理由及び年月日
 - ・「(2)」欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日
 - ・「(3)」欄には、その違反の事実及び年月日
- 7) 「備考」欄の免許・許可種別においては、該当する箇所を○で囲むこと。
- 8) 左下部分の「年月日」は、申請書の提出日を記入すること。
- 9) 「住所」には、施用者、管理者及び研究者について医療機関等の所在地ではなく申請者個人の住所を、また、小売業者及び卸売業者については開設者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を記入すること。
- 10) 「氏名」は、施用者、管理者及び研究者については免許を取得しようとする医師等の個人の氏名を戸籍簿のとおりに楷書ではっきりと記入すること。また、小売業者及び卸売業者については、開設者が個人の場合は氏名、法人の場合は名称及び代表者名を記入すること。

(2) 診断書

- 1) 診断年月日から1ヶ月以内のものであること。
- 2) 年齢は、満年齢によること。

(3) 研究目論見書（研究計画書）

以下の事項を含んだ麻薬を用いた研究内容を具体的に記述すること。（様式は任意）

- ① 使用する麻薬の種類、②麻薬を使う目的、③研究期間、④麻薬の使用量（見込み量で可）

3 添付書類の省略

麻薬に関する免許は、有効期限の満了毎に新規申請をする制度となっているため、以前に提出済の書類であっても、添付書類の省略はできないので、全ての添付書類について添付すること。

ただし、申請者が法人の場合、診断書（代表取締役及び業務を行う役員）、登記事項証明書は、複数の営業所のうち一方に原本を提出した場合は、他方にはその写しを提出することで差し支えないが、申請書の備考欄に提出年月日、提出先を記載すること（例：診断書の原本及び登記事項証明書は、令和5年〇月〇日△△保健所への□□薬局麻薬小売業者免許申請書に添付済み）。

4 申請書の提出先及び提出期日、提出部数

(1) 提出先及び提出期日

申請者は、申請書類を令和5年10月31日（火）までに、管轄する保健所・支所（仙台市内にあっては県庁薬務課）に提出すること。ただし、各地区の麻薬防犯協会員については、各地区麻薬防犯協会の指示に従ってその期日までに提出すること。

(2) 提出部数

正副2部（副は正本の写し）を提出すること。ただし、麻薬小売業者、仙台市内の麻薬取扱者は正本1部を提出すること。

5 麻薬取扱者免許証返納届

現に麻薬取扱者の免許を有し、令和6年1月1日以降も継続して麻薬取扱者となる予定の者について、令和5年12月31日をもって満了する免許証は、期間満了後15日以内に麻薬取扱者免許証返納届に必要事項を記入し、免許証を添えて提出すること。なお、提出先は、申請書の提出先に同じ。ただし、各地区の麻薬防犯協会員については、各地区麻薬防犯協会の指示に従うこと。

6 留意事項

(1) 現に小売業及び卸売業の免許を有する者で、有効期間満了をもって業務を廃止する者については、業務廃止届、及び所有麻薬届を提出すること。また、現に麻薬を所有し

ている場合は、譲渡又は廃棄の手続きを行うこと。

- (2) 現に施用者、管理者及び研究者の免許を有する者で、有効期間満了をもって業務を廃止する者については、業務廃止届を提出すること。また、業務廃止届により麻薬診療施設、麻薬研究施設、又は飼育動物診療施設の麻薬施用者数、麻薬研究者数が0人となる場合、所有麻薬届を提出するとともに、現に麻薬を所有している場合は譲渡又は廃棄の手続きを行うこと。
- (3) 申請書等の記入不備及び添付書類の不足等があった場合、記入事項の訂正及び添付書類が完備されるまで、新免許証は発行されないので留意すること。

申請書の記載例

継続申請の場合は、現在の麻薬取扱者免許番号を記載すること。
新規申請の場合は、新規と赤字で記載すること。

空欄になっている箇所に、免許の種類(施用、管理、小売業等)の記載を行うこと。

麻薬卸売業者のみ
15,400円
それ以外は4,500円
宮城県収入証紙を貼付すること。
消印はしないこと。

現在所持する
麻薬免許証の番号
第

麻薬 施用 者免許申請書

麻薬業務所		所在地	仙台市青葉区本町3-8-1		麻薬業務所の所在地及び名称は、医療法上の名称を正確に記載すること。
		名 称	宮城ケンチョウ病院		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、從事して診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設		所在地	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師は、免許証番号を記載すること。卸売業者、小売業者は、医薬品医療機器等法の許可番号を記載すること。		医師、歯科医師、獣医師、薬剤師は、免許年月日を記載すること。卸売業者、小売業者は、医薬品医療機器等法の許可の有効期間の開始日を記載すること。
		名 称			TEL
許可又は免許の番号		薬局、卸売業者許可番号 <input checked="" type="radio"/> 医師・歯科医師・獣医師 薬剤師免許番号	第12345号	許可又は免許の年月日	平成10年 4月30日
含む。申請者の業務を行なう法人にあっては、役員を、	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし	(1)～(3)は、免許するための要件なので、省略せず、それぞれの欄に必ず記載すること。また、申請者が法人の場合は「全員なし」と記載すること。		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと	なし			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく处分に違反したこと	なし			
備 考		薬局・卸売業者・医師・歯科医師・獣医師・薬剤師			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 令和5年10月 1日					
<p>申請書の提出日を記入すること。</p> <p>該当する資格に丸を付けること。</p>					
<p>住 所 <small>法人にあっては、主たる事務所の所在地</small> 仙台市青葉区本町9-9-9-102</p> <p>氏 名 <small>法人にあっては、名称</small> 仙台 太郎</p>					
宮城県知事 村井 嘉浩 殿		※証紙消印番号 第		※ 新免許番号 第	
連絡(担当)者名		先 TEL ()			

「施用者」、「管理者」、「研究者」の免許は申請者個人が対象です。申請者本人の住所及び氏名を記載すること。(麻薬業務所の住所及び名称を書かないこと)